

## 所得税の確定申告・市県民税に関するお知らせ

### ■平成20年分所得税の確定申告・市県民税の申告期間

市では、次のとおり申告相談・申告書の受付を行います。

**確定申告期間：** 2月16日（月）～3月16日（月） 平日、午前9時から午後4時まで。

**申告受付場所：** 市民会館 コミュニティセンター3階 小ホール

※2月22日及び3月1日の日曜日に限り、閉庁時の申告相談・申告書の受付を行います。平日に勤務等で都合の悪い方は、この2日間をご利用ください。通常の土・日曜日は閉庁しておりますのでご注意ください。

### ■農業所得収支内訳書・医療費の明細書等の作成は事前をお願いします。

農業所得の申告に当たっては、すべて収支内訳書の作成が義務付けられています。

これに伴い、収入及び経費については伝票や領収書等に基づいて全て実費により計算していただくことになります。

確定申告期間中、会場は、大変混雑が予想されますので、「農業所得の収支内訳書」や医療費控除のための「医療費の明細書」等については、相談会場に来場される前に、まえもって内訳書等に記載されている各項目ごとに分類・集計のうえご持参くださいますようお願いいたします。

### ■源泉徴収票等の提出について

源泉徴収票などの「法定調書」は、2月2日（月）までに、次のとおり提出してください。

税務署に提出するもの	市に提出するもの
<ul style="list-style-type: none"><li>給与所得の源泉徴収票</li><li>退職所得の源泉徴収票・特別徴収票</li><li>報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書</li><li>不動産の使用料等の支払調書</li><li>不動産の譲受けの対価の支払調書</li><li>不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書</li><li>給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>給与支払報告書（総括表）</li><li>給与支払報告書（個人別明細書）</li></ul> <p>※1年間の給与支払金額が30万円を超える方の分については、年度途中で退職された方であっても提出が義務付けられていますのでご注意ください。</p>

※給与支払報告書等の提出については、提出期限に余裕をもってご提出くださるようお願いいたします。

【問合せ】 社税務署資料情報担当 ☎0795 ④0223 市役所税務課税制係 ☎④8712

### ■住民税から住宅ローン控除の適用をうけるには控除の申告が必要です。

平成11年から平成18年までの間に入居し、所得税の住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の適用者のうち、税源移譲による税率変更で所得税が減税されることによって、所得税から控除できない住宅ローン控除額が発生、又は控除しきれない額が増大する場合に、平成20年度分以降の個人住民税の所得割からも控除できるようになっています。

この制度の適用を受ける場合は、対象者自身が、毎年、居住する市に「住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出しなければなりません。

年末調整において住宅ローン控除の適用を受けている方で、『平成20年分 給与所得の源泉徴収票』の摘要欄の「住宅借入金等特別控除可能額」に金額が記載されている場合は、税務課へ源泉徴収票を添付して申告書（給与収入のみを有しており確定申告書を提出しない納税者用）を提出してください。

また、平成20年分所得税の確定申告書を提出される予定の方は、確定申告書と合わせて申告書（確定申告書を提出する納税者用）を提出していただきます。この申告書については、確定申告相談会場の場合は、確定申告書と合わせて作成していただきますが、直接、税務署に提出される場合等は、税務課窓口や税務署で予め入手してください。（市のホームページからもダウンロードできます。）

※平成21年度分の住民税から控除を受けるための申告書の提出期限は3月16日（月）です。

### ■平成20年分所得税、消費税確定申告説明会

日時：1月29日（木）13:30～15:30 場所：市民会館コミセン3階小ホール 【問合せ】 社税務署 ☎0795-42-0223

### ■農業所得の計算での減価償却費の計算方法が2つに変わりました。ご注意ください。

平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産については償却可能限度額及び残存価額が廃止され、1円まで償却することとされました。

また、平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産の減価償却の方法については、改正前の計算の仕組みが維持されつつ、その名称が定額法は「旧定額法」に、定率法は「旧定率法」等に改められるとともに、平成20年分以降は、取得価格の95%相当額まで償却した年分の翌年分以後5年間で、1円まで均等償却することとされました。

#### 償却資産の計算方法

区分	計算方法
平成19年3月31日以前に取得したもの	<b>旧定額法</b> <b>【償却可能限度額95%まで】</b> 取得価格×0.9×旧定額法の償却率（1/耐用年数） ×その年の償却期間（〇ヶ月/12ヶ月） ×事業専用割合（〇%） ＝必要経費算入額 <b>【償却可能限度額95%まで償却が終わったもの】</b> 取得価格の95%相当額まで償却した年分の翌年分以後5年間は、期首帳簿価額から1円を控除した金額を5で除した金額が償却費の額となり、1円まで均等償却します。
平成19年4月1日以後に取得したもの	<b>定額法</b> 取得価格×定額法の償却率（1/耐用年数） ×その年の償却期間（〇ヶ月/12ヶ月） ×事業専用割合（〇%） ＝必要経費算入額 減価償却費の累積額を控除した金額（未償却残高）が最終的に1円残ります。

### ■「産地づくり交付金等」についての所得は、農業所得の計算上「収入」として算入してください。

産地づくり交付金等に係る税制特例については、いわゆる「米の臨特」（個人は一時所得扱い及び法人は圧縮記帳）が廃止され、水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）、農地・水・環境保全向上対策（営農活動支援）に係る交付金と併せて一体的に活用する農業経営基盤強化準備金へ移行しました。

これに伴い、産地づくり交付金等についての所得は、農業所得の計算上、「収入」として取り扱うこととなりますので、ご注意ください。

※準備金の適用を受けるものについては、必要経費又は損金に算入できます。

【問合せ】 税務課 税制係 ☎④8712 ※特に記載のない場合はこちらまでお問合せ下さい。

### ■原付・軽自動車の廃車はお早めに

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に対して課税されます。

廃車、名義変更等の手続きは3月17日（火）までをお願いします。盗難・解体等によりナンバープレートがない場合も届出が必要です。

【届出先】 原動機付自転車、小型特殊自動車（トラクター等） → 税務課税制係 ☎④8712  
軽三輪、軽四輪 → 軽自動車検査協会兵庫事務所姫路支所 ☎079-231-4101  
軽二輪、二輪の小型自動車 → 姫路自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2067

### ■固定資産税（都市計画税）に関する届出

償却資産の申告について：償却資産（固定資産税）の申告は1月20日（火）までをお願いします。

家屋について：固定資産税（都市計画税）は毎年1月1日現在の所有状況で課税することになっております。平成20年中に家屋を新築、増築され家屋評価が終わっていない方や、家屋を取壊された方はご連絡ください。

【問合せ】 税務課 資産税係 ☎④8713

### ■税務署からのお知らせ

【問合せ】 社税務署 ☎0795-42-0223

国税庁では、平成20年分以降贈与税の申告書用紙の事前送付をとりやめることとしました。つきましては、贈与税の申告書用紙は、「国税庁のホームページ」からプリントアウトしていただくか、税務署及び市役所の窓口でお受け取りいただきますので、贈与税申告書の事前送付の取りやめについてご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。